

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第6回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和8年3月25日(水) 18時00分から19時15分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	【委員】 室岡 利明委員(会長)、佐々木 宣子委員(副会長)、浅野 貴博委員、小池 良委員、荒木 浩委員 【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和7年度 第6回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

(会長)

令和7年度の第6回差別解消委員会を開会いたします。

本日の欠席委員を事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日は欠席の委員はおりません。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日の資料は、事前にお配りしております

資料1「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況」

資料2「東京都障害者権利擁護センターによる主な相談事例報道事例」

資料3「小金井市で受けた相談事例について」

事前にお送りした資料は以上ですが、急遽この後の差別解消条例についてお話をさせていただきたく、1枚紙で12ページと11ページと下に振った逐条解説のコピーをこちらの手元資料として配布しておりますので、ご確認いただければと思います。

不足しているものがございましたら挙手をお願いします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。続きまして、報告事項(1)東京都における障害者差別に係る相談受付状況等についてです。それでは、事務局お願いいたします。

(事務局)

資料1をご覧くださいと思います。

東京都障害者差別解消支援地域協議会において報告のあった東京都における障害者差別に係る相談受付状況等について参考に共有するものでございます。

東京都における相談の受付状況について、平成29年から令和6年度までの年次推移と令和5年度との比較も含めた令和6年度の状況についてまとめた資料でございます。

令和5年度と令和6年度の比較として、2ページから3ページにかけて記載されている当事者の障害種別について、一貫して減少傾向にありました視覚障害者が令和5年度3%から9%、6ポイント、割合として3倍ぐらいに増加しています。

昨年同時期の報告におきまして、7%から3%へ4ポイント少なくなったという報告をしていたところでもございましたけれども、昨年度は一転して増加に転じ、一昨年を上回る割合となっております。

一方、精神発達障害については昨年度29%から38%へ9ポイント、件数としては96件から140件、44件増加したことをご報告しておりましたが、令和6年度においては18件減少し、全体に占める割合も38%から34%に4ポイント減少しております。

具体的な理由については、資料から読み取るのは難しいですが、全体として、精神障害は他の障害種別に比べて突出している状況でございまして、視覚障害を除く他の障害種別の割合としては1～2ポイント内の変動にとどまっていることから、ある程度障害種別ごとの変動については、社会の動きが落ち着いてきたということかもしれません。

相談分野としては医療福祉が昨年報告時と同様、5ポイント増えている他は、教育分野で3ポイントの増加が見られますが、その他の分野では1～2ポイントの差ということで大きな変化はない状況です。

最後6ページに、あっせん等の手続きに関する実績がありますが、ここ数年間は毎年0件で推移していたところ、令和6年度は1件申し立てが受理されております。

久方ぶりの受理ではありますが、平成30年以降、申し立て受理自体があったとしても、最大1件という実績が続いており、東京都においても受理自体が非常に稀であるという状況に変わりはないように見受けられます。

また、受理後のあっせん、勧告、公表の件数については令和6年度はいずれも0となっており、受理はしたがあっせんに至らず解決したか、現在も継続中であるかのいずれかと推測されます。

次に資料2「主な相談事例・報道事例」をご覧ください。

主な相談事例についてです。こちらは相談の具体的な内容と対応についての対応をまとめたものでございます。

相談内容とともに、対応の具体的な内容、ポイントが記載されておりますので、市に寄せられた相談に対応するにあたり、類似する事例があれば参考にしたいと考えております。

5ページは報道発表事案です。こちらは障害者差別解消に関わる新聞記事の一部をまとめたものとなっております。

以上参考に、情報共有させていただきます。詳細については資料をご覧ください。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

本件については報告のみということですので委員の皆さんから何かご意見ご質問等あればお願いいたします。

他にないようでしたら次に進みたいと思います。

それでは協議事項の(1)小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料3「小金井市で受けた相談事例について」をご覧ください。

こちらは制度開始当初の平成30年から令和7年度までに寄せられた相談事例について、年度ごとにまとめたものでございます。

令和7年度につきましては3ページの下段からになります。資料にありますとおり4件の相談が入っており、それぞれ対応をしました。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

事務局から説明がありました3～4ページにわたっての令和7年度分でございますが、市で受けた障害を理由とする差別に関する相談またはそれに対する市の対応に関しまして、ご質問やそれぞれの経験の立場から支援のアドバイス、あるいはご意見があればお願いをしたいと思います。

(委員)

特定相談の受付について、特定相談の対象になるのかどうか、ご本人はピンときてない人もいるかもしれないので、市の職員が窓口対応や相談の過程で、意識的に対象となるかどうか気をつけていくと、手順の中で示されましたけれども、今回令和7年度4件で全体数が少ないので、多いか少ないかというように言うのは難しいかもしれませんが、ご相談されている過程で、これは特定相談として、扱った方がいいか相談当事者の方にとっても良いだろうというところで、特定相談として取扱ったケースもあるのでしょうか。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

ご指摘いただいたように、そもそも相談者の方が特定相談という意識をされずに、一般的な相談であるとか、虐待についてのご相談というようなことで、お越しになられたけれども、実はお話を伺ってみると、差別に関する内容を含んでいるのではないかということで、特定相談という制度もあるとお伝えをさせていただくことで特定相談に繋がった事例もございます。

(会長)

その他、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

4ページ目の上段部分は未解決というところで、提出されるかどうかまだわからない状況ではあるか思いますので、これは次年度に続くものになると思いますが、本人と意思疎通の問題があると感じています。それから、最後のチラシの件では、団体からの配慮が足りなかったと見受けられるような状況だと思っ

ているところですが、何か他にご意見等はございますか。
特段、相談の内容にも間違いはないと感じております。

(委員)

2名方は障害の属性は、どのような方だったのでしょうか。
何となくは想像つきますが、どういった障害をお持ちか、確認はしないのですか。

(事務局)

1件目の5月26日の案件は、こちら相談概要にあると思いますが、「精神障害者がいるところだから我慢してほしい」とあるとおり、こちらは精神障害対象とするグループホームで起きたものです。2件目も精神障害だと思います。精神障害を対象とする就労継続支援B型の事業所で精神状態によって休憩が必要な人と必要ない人はどうしても、差が出てしまうということをご説明しました。

3件目については、内部障害のある方です。手術入院後というところが、それに当たりますが、こちらの方は非常に難しいケースで、これを障害を理由とする差別として扱うどうか難しいところがありましたが、強いて挙げると先ほど申し上げた、内部障害があるので、そこに配慮してもらえず狭い空間に座らされたことによって、背中にぶつけられて痛む、そこについては扱っていいと思います。その当該事業所、雇用している側と調整していいか確認したところ、もっと詳細を伝えた上で対応してほしいという申し出がありまして、ここに書いてあるとおり、文書を出すまで動くのは待つてほしいということでもまだ文書が来ていない状況です。

最後の4件目の方は、特別支援学級に通っている発達に課題がある方です。資料を作るときに非常に難しく、具体的なことを書いてしまうと個人情報に結びついてしまうこともあり、抽象的に本人が特定されないように、あるいはその事業所が特定されないようにという非常に気を使いながら作っております。

(委員)

資料について、我々は当然で、行政内部では共有されると思いますが、他にはどのような方がこれを目にする機会があるのですか。

(事務局)

こちらは差別解消委員会資料としてホームページに掲載しておりますので、興味のある方は見ることが出来ます

今回の4点目については同じような思いをする方がいないようにということで表の場で残してほしいという声があったところです。

似たように嫌な思いをして欲しくないというご意見いただいたのが令和4年度の3件目のケースで、1行目と2行目が同じ継続案件なので、3行目にある、

令和4年12月5日のケースになります。

こちらも今後同じような思いをして欲しくないという話はいただいております。

(会長)

そのほか何かございますか。

ずっとたどっていくと、いろいろと聞きたいことも出てくるかとは思いますが、けれども大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

特になければ次に進みたいと思います。

それでは協議事項3(2)その他です。

事務局から何かございましたらお願いいたします。

(事務局)

本日の差別解消委員会については、定例的な報告がメインということで、条例の見直しに係る協議についてはしない予定でいたところですが、見直し案について、昨日開催されました自立支援協議会全体会で、その会のときには、ご意見特になかったのですが、会議終了後、本日になって、意見を言いそびれてしまったので修正の提案をしたいという委員の方から連絡をいただきました。

具体的には逐条解説12ページの基本理念のところになります。今、お配りしたのは、前回の第5回のお配りした資料なのでこれをもとに修正した後、昨日全体会で配った資料を今改めて配り直しているものです。まず一つは、上に黒丸で12ページ第3条第2項解説と書いてある資料こちらが現行の逐条解説になります。

こちらの網掛けしている部分、3行目、「障害のある人は本人の意向とは関係のない施設や病院への入所等を強いられ、社会参加したくても十分にはできないような環境に歴史的に置かれてきました」というところを前回のこの差別解消委員会の方で協議をしていただいた際に、まず「強いられ」というのは強過ぎるのではないかというご意見いただいて、削除した経過がございます。その際に「参加したくても十分にはできないような環境に置かれてきました」というところも「歴史的に置かれてきました」というように言い直した経過があるかと思えます。

改めてお配りした2枚の資料は、自立支援協議会の報告資料として使っておりまして、その際に元の文章が「関係なく」となっているのは、この「関係なく」というのは「強いられる」が続いて、その「強いられ」を取ったところを「関係のない」にしてしまうと意味が変わってしまうのではないかと、「本人の意向には沿わない施設」にした方が文章としてはいいのではないかとご意

見をいただきました。

事務局で改めてこちらの差別解消委員会でご協議いただいたときの議事録を読み返しましたが、「意思に関係なく強いられていた」というのは表現が強すぎるということで修正をかけていたと思っております。

そこを「関係のない施設」という言い方をしたことによって、施設入所そのものというよりは、その施設自体が自分の意思に関係あるか、ないかわからないような状況のところにも置かれてきた、というような形に柔らかく修正したと、私どもとしては理解しているところです。そこを「本人の意向には沿わない」という形にしてしまうと、また元の「強いられ」に意味が近くなってしまおうと思いますので、そういう意味では前回ご協議いただいた通り、「関係のない施設」という形に直しておく、要するにこのままにしておく方がいいと事務局としては思っているところです。改めてご意見をいただければと思っております。

(会長)

ありがとうございます。現時点で委員の皆様からいかがでしょうか。

(委員)

「関係のない」がかかっている名詞は施設ではなく「入所等」だと思います。関係のない入所等、施設や本人の意向とは関係のない入所等、施設や病院というのは行き先の例示なので、入所等ですから入所、入院、通院ももしかしたらそうかもしれないですが、本人の意向とは関係のない入所等だと思います。関係のない施設といったら病院は何なのかという話にもなり病院も浮いてしまいうわけです。

これは「本人の意向とは関係のない入所等」だと思います。変える必要はないと思います。

受け取られた方が施設にかかっていると思ったのだと思うのですが、そうではなくかかっているところは、「本人の意向と関係のない入所等」ですから、修正の必要は感じないです。

(会長)

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(事務局)

事務局から補足をさせていただきます。

このご意見を頂戴した委員の方ですが、理解としてはただ今委員のおっしゃっていただいたように、「関係のない入所等」というかかり方のご理解をされた上で、関係のない入所というのが、日本語としてすわりがよくなくて、通常は「意に沿わない入所」というのではないかとご指摘をされておりました。

(会長)

私個人の意見を言わせていただけると、「本人の意向とは関係のない」と「意向に沿わない」がほぼ同義語に聞こえます。

なので、事務局から言われたように、「強いられ」というところを、強過ぎるのを消していくという意向がこの前は働いているので、「意に沿わない」とすると、「強いられ」と同義語になるので、このまま「関係のない」とした方がいいかと思います。「関係ない」という言葉で違和感はないかと思います。他の委員の皆さまはいかがでしょう。

(委員)

違和感はないが、その委員の方がおっしゃることもわかります。ただ、「意に沿わない」というと、支援者の視点が、より強くなるような気がして、支援者の側にポイントが置かれる表現かと思います。委員の方が「意に沿う」と表現として使いたいというのもわかるのですが、フラットな表現に引っかかりがあり提案されたのかと思うので、「強いられ」という言葉が強いので変えていくという部分に戻ると、このままでいいのではないかと思います。

(委員)

確かに文章のすわりという点では、「意に沿わない」というと表現が強くなるような気がします。「意向に沿わない」と言った方が、文章の流れが良いというのは感じますが、今までの議論を踏まえると「関係のない」の方かと思いますが、実際、言っている意味合いは、どちらを取っても変化はなく、印象が取る人によって変わるかも知れないので判断が難しいと思います。

議論した人たちの中では「関係のない」が合う気がするけれども一般に初めて読んだ方は、「意向に沿わない」と言われた方が意味は伝わるのかもしれないと思う部分もあり、まだ、考えがまとまりませんがいかがでしょうか。

(委員)

そういった文章で我々は勉強してきたので、「関係のない」という言葉の据わりの悪さを感じますが、「強いられ」を除くと考えたときには、日本語の表現の問題なので日本語でうまく表現できればいいだけの問題なのかと思いますが、委員の皆様の方でいかがですか。

(委員)

普通に考えたら意向は「沿う」だと思います。「沿う」か「沿わない」かのよ
うな気はします。

「関係のない」という表現が、間違っているのかという点と間違っていないで
す。

「意向に反する」という表現は強過ぎると思いますが、仮にそれがすわりの
いい表現だとしても、「関係のない」を落とす理由には特になっていないか
と思います。意味が通じないかと言ったらそうではなく、意向に多少ずれていて

も関係あればいいという考え方もできる。

意向を汲んでいても本人が嫌だという場合もあるわけですから、「関係ない」という言い方でも明後日の方向には行かないと思います。

関係あれば許されるのであれば、支援を提供する側に関するルールの変換としては「関係ない」でいいのではないかと思います。

意に沿っているか沿っていないかというところ沿っていないことが圧倒的に多く、その支援をしている人たちが全て間違いだ、と極端な解釈につながりかねないような気がします。

「関係ない」と言った場合はどうなるのか。

意に沿ってないと駄目だと言われたらそれまでですけど、それで「関係ない」としたらそれが悪なのか、やってはいけないことなのかということとそういうことではない。

もちろん意に沿わないものも入っていると思います。

「関連性」とかにしてしまうとおかしくなりますけど、関連・関係していればいいわけだから、それでよしとする。

ニュアンスではまずいことはないですよ

「意に沿わない」までいくと、本人がこうと言ったことに沿わないといけなくて、ぶれが許されるのは「関係ない」だと思います。

「関係ない」でいいと思います。そうでないと、概ね本人の意向を汲みつつ細部でその意向から離れた時にときに解釈の余地がないと思います。

ここに「意に沿う」と書いてあると言われたときに少しでも意に沿わないことをやられると、それは全てやってはならないことをやったという解釈になってしまいます。

そのように使われてしまう可能性もあるので、たとえ完全には意に沿わなかったとしても、諸般の理由があつてこうしたと言えるのはこっちだと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

障害とは関係がないかもしれませんが、若年性認知症の方が入所する際、高齢者施設にしか入れないという方がいて、本来、若年性認知症の方は65歳以上の施設に入ると、本人の意向とは全く合いませんが、意向に沿っていないというよりも、判断ができない人に対して、そういう高齢者施設に入るのか、入らないといけないからそこに入っているのか、というのは違いがある気はしていて、必ず意に沿わないといけなくてというよりは、本人の身体的な安全を求めていくという兼ね合いからすると、「関係のない施設」へはなるべく入れないようにした方がいいとおさめた方が良いでしょうと思います。「意に沿わない」

と言ってしまうと、絶対その施設には入れられないので、ただ火の後始末もできないという人をそのまま放っておくのかという議論に繋がります。なるべく関係のない施設に入れられない方がいいという意味合いで取っていただけるようにした方が、幅ができるので、「関係のない」と言った方がいいと思います。会長としての意見としてはこのままでいきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

「関係のない施設や病院への入所等社会参加したくても十分にはできないような」という文章について逆に言えば、本人の意向を十分聞いた上で検討をするという過程が大事だと取るのであれば、「関係」というように幅広い表現をとっておく方が良いと思います。結果が沿うか沿わないかではなく、意向の検討をすれば、関係を踏まえた上で、最終的にどうなるかはその状況や、本人の返事次第かもしれないですが、そう考えると幅広い取り方が望ましいと思いました。

(委員)

「置かれてきました」という過去のことと言及する部分なので、いろいろ事例を包摂できるという意味で、この言い方でいいと思います。

先ほど委員がおっしゃった形でいいと思います。

我々が歴史的にこんな経緯を見てきたら、本人にとっては、その意思から多少ずれているだろうけれど、それを酌んだような支援は、やろうと思えばできたけれども、そうではない状況はあったという見解だと思います。

歴史認識の開陳なので、これを「意に沿わない」と言うと、やってきた施策で気になるところが全部駄目だという話になるわけなので、それは良くない。

過去のことなので、あくまでこういう認識だ、ということでもいいと思います。

(会長)

それでは委員の皆さんのご意見も出そろったところで、文章を変えず、そのまま「関係ない」というところで収め、これで手続きを進めていくということになるかと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、他になければ本件はここまでにしたいと思います。

それでは他になければ次に進みます。

来年度の開催予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今年度の差別解消委員会はこれまで条例の見直しを議題としてご議論いただき、例年と比べ大幅に回数を増やして、年度内に6回お集まりいただいていたところ です。

おかげさまで条例の見直し案について大変良いものを作成いただけましたので次年度は例年通り特に必要がなければ、本日開催した相談事例の報告と協議のため1回の開催とさせていただければと存じます。

時期としては概ね今年度と同様来年の3月を考えておりますが、詳細につきましては別途事務局からご連絡をさせていただければと思います。

以上です。

(会長)

事務局からの説明が終わりました。

何かご質問等ご意見等あればお願いいたします。

事務局からお願いします。

(事務局)

この後、一般市民に向けたパブリックコメントを行いますので、パブリックコメントがどのようなものが来たか、またそれについてどういう回答するかというところのご協議はいただく必要があるかと思っています。議会からも意見等出る可能性もありますので、その際には、ご意見頂戴したいと思っておりますので、詳細決まり次第、ご相談させていただきたいと思っております。

以上です。

(会長)

来期ということで捉えてよろしいですね。

(事務局)

はい。

(委員)

任期が4月30日までで、パブリックコメントが何月ぐらいでしょうか。

(事務局)

元々の予定ですと秋ごろにかけて、その結果をもとに令和9年3月議会に提案する想定していたのですが、おかげさまで早めに見直し案が完成しておりますので、夏頃にパブリックコメントを行い、12月議会に出せるといいという感覚でおります。

会長の方から任期は4月30日までというお話いただきましたけれども、特定相談の結果、差別解消委員会のご意見を伺わなければいけないような事態が4月中に起きた場合は臨時の招集をかける可能性もあるということをご了承いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

そのような予定になりますので、皆さんどうぞよろしくをお願いいたします。これで今日の予定が全て終了いたします。

それでは本日はこれで終了したいと思います。
皆さんありがとうございました。